

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手続のオンライン化等

提案団体

埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

- ①青色回転灯等装備車の証明等の申請手続における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。
- ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。
- ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。

具体的な支障事例

青色回転灯等装備車の証明等については、警察庁から各都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。

証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受領し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等を行うこととなっており、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。

また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があるため、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。

加えて、適切なパトロールの継続性を確保するために申請団体に対する講習の受講が規定されているが、オンラインによる講習が可能となるための具体的な実施方法や条件が不明であるため、対面で実施せざるを得ず、非効率的な講習実施を図る上で支障が生じている。

当県内の市町村が、県内企業から青色防犯パトロールの実施を検討しているとの相談を受けたが、申請手続の煩雑性や対面講習の時間拘束が負担となり、検討を取りやめしてしまうケースが発生してしまっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政のデジタル化が促進され、県民の利便性が向上し、行政の業務が効率化される。また、講習を受ける機会や方法が増えることで、受講者の増加が見込まれ、地域防犯の推進につながる。

根拠法令等

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取り扱いについて」の手続について（通達）令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、八王子市、川崎市、相模原市、愛知県

○手続きのデジタル化により、申請者の利便性を向上させることは賛成であるが、同時に窓口である警察署、申請を取りまとめ証明書を発行する警察本部の負担の軽減を図る必要がある。申請者の多くは、高齢者であるため、デジタル化に対して、負担を要する高齢者が一定数見込まれ、オンラインによる講習と対面による講習の双方を実施すると窓口である警察署の負担が増える恐れがある。また、将来的には、青色回転灯装備車に関する手続きを含め、防犯ボランティア団体に関連する手続きは、警察が行わずとも、市町村と連携して、都道府県が行うようにすれば、申請者の負担が軽減する。

○講習を受けてから「パトロール実施者証」の交付を受けるまでに、1か月以上時間を要している状況で、人事異動で配属された職員が1か月以上パトロールを実施できないという支障が生じています。

○手続きや講習のオンライン化は、証明書の交付期間を短縮する一つの手段と考えられます。

○市で新規に購入した回転灯付きパトロールカーについて、証明書の発行までに三週間程度を要したため、その間、パトロールに使用する車両を減ずる必要が生じた。

各府省からの第1次回答

オンラインによる青色回転灯等装備車に係る証明等の申請手続きや講習の実施の在り方について、都道府県警察の実情等を踏まえて検討を進めてまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車の許可に係る制度の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車場の都度の許可申請ではなく、一度の許可で一定の期間駐車できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

訪問型サービスを行う民間事業者や本市では、事業実施にあたり市民宅の訪問等を行っているが、車両の駐車に苦慮している実態がある。市民宅等の周辺にコインパーキングや公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。本市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。

現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回の駐車について1件の申請が必要であり、業務の実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について(依頼)」が通知されているが、これまでのところ、駐車許可申請の負担軽減にはつながっていない。

【参考 本市における概算数値】

高齢者への訪問事業者数: 300 者超

高齢者への延べ訪問件数: 12 万件超/月(全事業者)

高齢者への虐待対応件数: 約 80 件/年

障害者等への訪問事業者数: 100 者超

障害者等のサービス利用者数: 1100 人超

障害者等への虐待対応件数: 約 60 件/年

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

少子高齢化が進行する中、地域で安心して暮らしていくために、訪問型サービスの重要性はますます増している。地方自治体や民間事業者がその業務を行うに当たり、緊急対応等ができない状態を解消することで、必要な時に必要なサービスが提供できる環境整備の一助となり、地域共生社会の推進につながる。

根拠法令等

道路交通法第45条第1項、第49条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、苫小牧市、浜松市、小牧市、兵庫県、熊本市、宮崎県、鹿児島市

-

各府省からの第1次回答

御指摘を踏まえ、合理的な運用が行われるように引き続き指導してまいりたい。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とはなっておらず、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（平成31年3月22日付け警察庁丁規発第44号）等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示している。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについては、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行政手続サイト」において、オンラインによる駐車許可の申請が可能となっている。